

# 市長等政治倫理条例 議員政治倫理条例改正全会一致

## 「倫理とコンプライアンス」政治倫理条例を訴えて9年

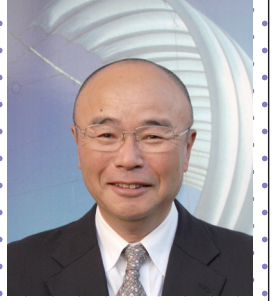
### 求められる「公正・公平・公明」な市政!

#### 霞台旧施設解体費違法負担、県調停申請を全会一致で可決

##### 100条委員会設置・私文書偽造再発防止へ

えい えい かい こう  
**永栄偕倅**

発行責任者 設楽 健夫  
 TEL 029-832-9620



**広域行政**  
 土浦市との合併協議会再開  
 神立駅周辺5万人都市建設へ

**正々堂々「八正道」**  
 正見 正思惟 正語 正業 正命 正精進 正念 正定  
**想念陽気 破碎万障**

かすみがうら市市議会は、市長等政治倫理条例と議員政治倫理条例の一部を改正し、政治倫理審査会の整合性を取ることとなりました。全会一致で可決し、二つの条例が成立することとなりました。県南市町村では既に成立しており、合併以来、唯一かすみがうら市だけが未成立の条例でした。この条例は前宮嶋光昭市長が議会に提案しましたが審議未了廃案、その後、坪井市政に変わり、8年間31回、一般質問で政治倫理条例の議会への提出・制定を求め続けましたが取り上げられず、現宮嶋謙市長により「議会へ提出提案」され紆余曲折の末、全議員が賛成し、成立の運びとなりました。今後の課題は、議会と行政がより良き市政を目指して、公正・公平・公明な仕事を進められる風土を作り上げて行くことです。より良き市政を目指し、行財政改革を進めて行くことが肝要です。

**かすみがうら市市議員の政治倫理条例の一部を改正する条例**

かすみがうら市市議員の政治倫理条例（令和5年3月31日条例第3号）の一部を次のように改正する。

（前号同条例全文参照）

「議員は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の3分の1以上の議員の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。」に改め次の2項を加える。

3 議長は、第1項又は第2項の請求を受けたときは、調査請求書及び添付資料の写しを10日以内に市長に送付し調査を求めなければならない。

4 市長は、議長から調査請求書及び添付資料の写しを受けたときは、速やかにかすみがうら市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に調査を求めなければならない。

5 市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。

第9条に次の1項を加える

6 議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して10日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。

**市長等政治倫理条例の審査会**

第5条の3

審査会の委員は、5人以内とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民のうちから市長が公正を期して委嘱する。

5、審査会の会議は公開するものとする。やむを得ず非公開とする場合は出席委員の2/3以上の同意を必要とする。

下「審査会」という。）に調査を求めなければならない。

5 市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。

第9条に次の1項を加える

6 議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して10日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。

### 霞台厚生施設組合負担金に関する意見書

調査特別委員会調査結果報告と住民監査請求に対する監査報告書を掲載します。

理不尽な我々市民に不当な税負担を求める「旧施設の解体に関する経費は、原因者であり受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきものである。」として設置された特別委員会（委員長設楽議員副委員長石澤議員）で全会一致で確認された「意見書」と「調査特別委員会調査結果報告」です。市は県の自治紛争処理委員に調停を申し入れました。県において有識者3人が任命され、調停案作成、当事者に受け入れを勧告することになります。（監査委員会報告を添付）

### 霞台厚生施設組合負担金に関する意見書

かすみがうら市市議会は下記のことについて強く要望する。

1. かすみがうら市が霞台厚生施設組合旧焼却施設を使用しておらず、当該施設から何ら受益がなかったことは明白であり、解体に関する経費は、原因者であり受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきであるから、負担金については再協議すること。
  2. 既に取得済みである霞台厚生施設組合の用地について、石岡市、小美玉市、茨城町、かすみがうら市が霞台厚生施設組合の構成市町となった時点の経過を相互に確認したうえで、構成4市町の意見を踏まえ、その取扱いについて整理すること。
  3. 上記の対応に際しては、第三者等の意見も真摯に受け止め、早期解決に向け配慮すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
- 令和5年9月26日 霞台厚生施設組合 施設管理者（石岡市長） 谷島 洋司 様



### 調査特別委員会 調査結果報告

調査の結果以下が明らかになった。

- 1, 霞台正副管理者会議の会議録から、
- 3回の正副管理者会議が開催され、再協議が求められ、3回目の会議において、土地負担額と解体費用の比較天秤資料により、承認とされる経緯が明らかになった。このことは意見書の説明と相違する。
- 2, 又解体費用は、令和5年度予算額で1.6倍に跳ね上がり、天秤費用の比較は解体費用承

認の便宜的な恣意的偽装であったと言わざるを得ない。

3, 解体費に係わる協定書は確認することが出来なかった。事務局は、「規約に従った分轄金の議決は、当初予算案として示し、議決をいただいている。」とされているが、「議決でしぼられるのは、「款項」までで、実際に市の分轄金というのは議決されていない。」（全国市町村会弁護士の見解）

4, かすみがうら市は、「組合規約には、組合の議決が必要と記してあるので議決した経緯があるかどうか確認してほしい。負担割合だけでなく、旧施設の事業に係る費用は、だれが負担するのか、決めているなければ大問題と指摘を受けているので確認していただきたい。規約違反となっていると思うので調べていただきたい。」と答弁を求めているが、事務局は「規約違反となっていない前提であらためて確認する。」とのことで、確認作業に入っている。

5, 土地問題は「平成27年のかすみがうら市の当組合加入時においても、現在においても、当組合の土地に関する

認の便宜的な恣意的偽装であったと言わざるを得ない。

3, 解体費に係わる協定書は確認することが出来なかった。事務局は、「規約に従った分轄金の議決は、当初予算案として示し、議決をいただいている。」とされているが、「議決でしぼられるのは、「款項」までで、実際に市の分轄金というのは議決されていない。」（全国市町村会弁護士の見解）

4, かすみがうら市は、「組合規約には、組合の議決が必要と記してあるので議決した経緯があるかどうか確認してほしい。負担割合だけでなく、旧施設の事業に係る費用は、だれが負担するのか、決めているなければ大問題と指摘を受けているので確認していただきたい。規約違反となっていると思うので調べていただきたい。」と答弁を求めているが、事務局は「規約違反となっていない前提であらためて確認する。」とのことで、確認作業に入っている。

5, 土地問題は「平成27年のかすみがうら市の当組合加入時においても、現在においても、当組合の土地に関する

問題は存在しておりません。」との意見書の回答となっている。天秤資料として土地負担額が提出されるが、整合性がなく、4 市町解体費用負担の承認はその前提が崩れている。6、令和2年6月1日霞台厚生施設組合規約にある第3条「ただし第3号から第5号までに掲げる事務については、石岡市及び小美玉市に限る。」に対する弁明は確認出来なかった。

**住民監査請求に対する監査報告書**

3者機関の判断に委ねることも考慮すべきと考える。以上調査委員会の報告(勧告)とします。

以上調査結果から、委員会以下勧告するものとする。

1、監査報告書の通り、今回、請求の対象となっている施設はH27・4霞台厚生施設組合規約の通り石岡市並びに小美玉市の2市で使用されていた施設であり、かつその時点で、かすみがうら市が構成団体ではなかったことは明らかであり当該施設から何ら受益がなかったことは明白である。地方財政法の趣旨を踏まえれば、旧施設の解体に関する経費は、原因者であり受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきものである。

**記**

2、土地負担金が「天秤資料」として提出されている。既に取得済みである霞台厚生施設組合の用地代については、平成27年度から構成員となった時点の経過を相互に確認し、構成4市町(議会を含む)の意見を聴いた上で整理していくことを求める。

3、調査委員会は、霞台旧施設解体費用のかすみがうら市と茨城町の支払について監査委員会報告に基づき、第

「今回、請求の対象となっている施設は、石岡市並びに小美玉市の2市で使用されていた施設であり、かつその時点で、かすみがうら市が構成団体ではなかったことは周知の事実である。よってかすみがうら市民が、当該施設から何ら受益がなかったことは明白であり地方財政法の趣旨を踏まえれば、旧施設の解体に関する経費は、原因者であり受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきものであることは疑いの余地がない。更には、霞台厚生施設組合の旧施設の用地代と解体費を比較し、解体費の方が安価であるとの根拠で負担が決定されたようであるが、本来比較の対象にならない経費の大小で負担を決定することは地方財政法第28条の2及び地方自治法第232条を蔑ろにし、地方財政法が禁じているところの「その経費を負担すべきものとされている地方公共団体

がその経費を負担するのが当然であり、他の地方公共団体にその負担を転嫁するようなことはあり得べきことではない。(逐条解説242頁) 違法である。決定方法は、正副管理者会議の合意のみであり、かつその決定を補完する法的手続きもされていない。

なお、既に取得済みである霞台厚生施設組合の用地代については、平成27年度から構成員となった時点の経過を相互に確認し、構成4市町(議会を含む)の意見を聴いた上で別途判断すべきものと考えられる。

**神立駅西口ロータリー開通！東口出島用水道路工事始まる！**



**移転を待つ神立病院！**

神立駅周辺のインフラ整備が進んでいます。西口の木田余延伸都市計画道路、東口駅前道路、鶴沼東―出島霊園東道路整備は両市の共同事業です。

**田村沖宿線延伸出島用水道路工事**

令和5年度600メートル  
令和6年度300メートル

東口では「協同病院」への田村沖宿延伸道路の「出島用水道路」工事が始まりました。



**100条委員会の発足**

「旧筑波ハウス跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念の調査に関する決議

「地方自治法第109条第4項及び委員会条例第6条の規定により、調査特別委員会を設置、真相究明に100条委員会が発足

調査事項 署名偽造に関する事項

「情報提供要求に関する意向確認結果について」として、市から「署名自体、身に覚えがない」4名、「署名の話はあり断ったが署名されていた」1名の方の資料が提出されました。(10月31日)

**6月12日 緊急質問**

緊急質問で私文書偽造が浮上「市議会議員から署名を勧められたが断った、勝手に名前をつかわれた。議員から自分で署名をしたことになって欲しいとお願ひされた。」議員さんの名前は久松議員であるとお聞きしました(市長答弁)

「2千人以上の署名が「本人の手によらないものだった」と、偽造された疑いがある」とまで新聞に書かれ、多くの市民の思いが詰まった「要望書」そのものがなかったことにしたいかの対応に多くの市民が怒り、失望し、私自身も氣力を失いました。……あの旧筑波ハウスの土地に、神立病院単独ではなく、複合交流拠点施設のコンセプトを取り入れた「複合交流拠点施設の機能生産人科子育て支援の機能を中心とした病院」の……ご検討いただけませんか(取下げ文抜粋)

調査委員会開催  
8月2日、8月28日、10月2日、10月31日

**署名簿提出**

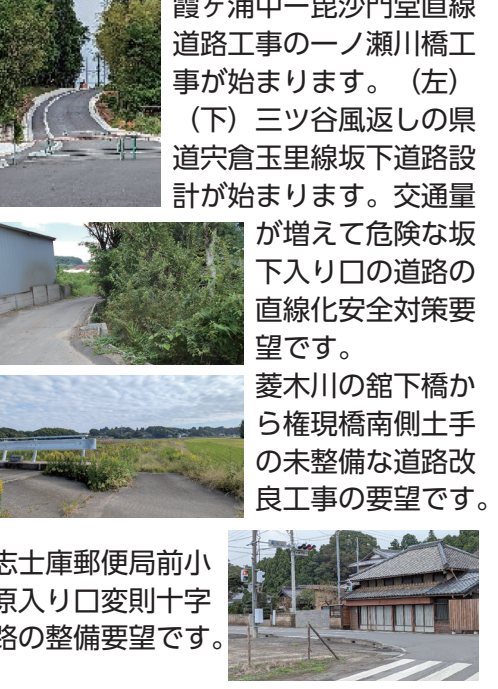
令和5年5月23日 4731名分  
令和5年6月6日 追加489名分  
署名者合計5221名

**署名簿取下げ(提出者)**

令和5年6月19日

**百条委員会 経過報告**

百条委員会で署名活動における、私文書偽造の実態が浮かび上がる。

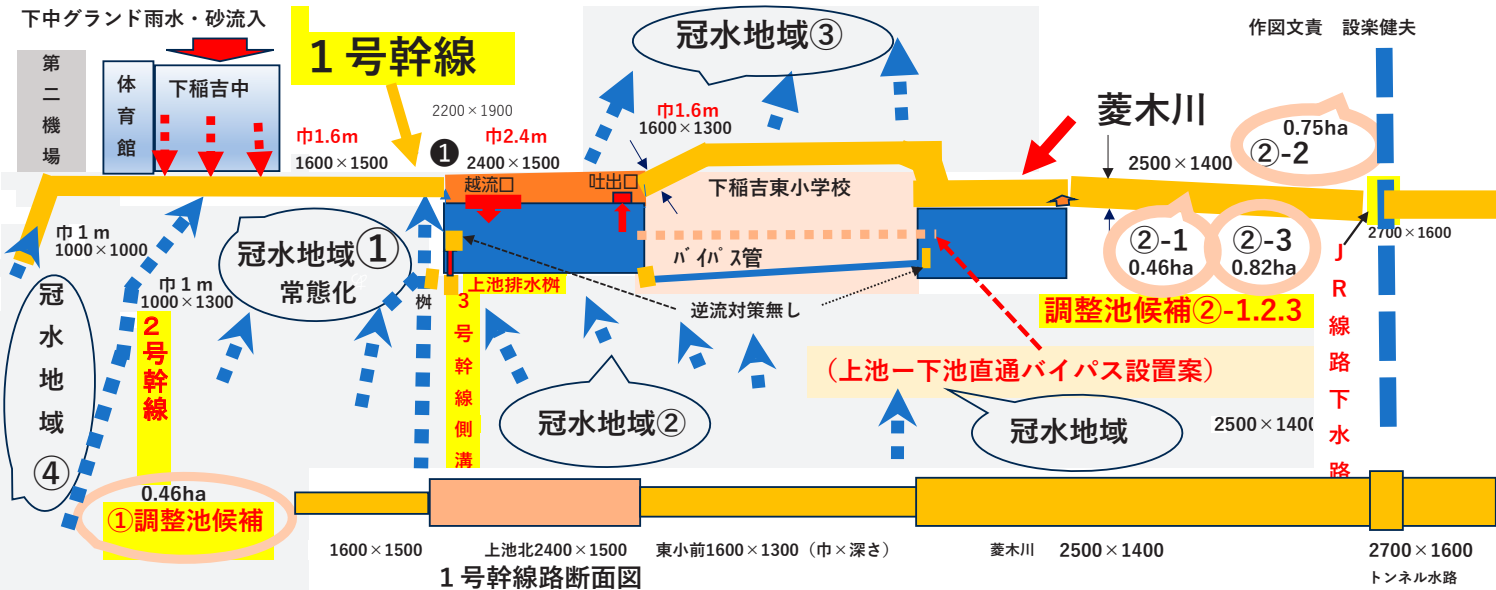


### 6.2豪雨検証 逆西地区排水路一号幹線付近の道路・住宅浸水地帯 調査報告 概略図

「平成29年逆西排水見直し調査報告は指摘していた！あれから25年、今総合調査・計画見直し・対策が求められる！」  
2号幹線3号幹線が合流する1号幹線上池付近は、構造上の欠陥から滞留し、又3号幹線排水溝から上池への

排水量が流入する雨量にも追いつかず、道路・宅地冠水が常態化している。

**逆西排水路一号幹線冠水地域対策が第一であり、菱木川への排水路対策が優先されなければならない！**



**十二月議会一般質問で求めるもの！「市民のための行財政改革」**  
**逆西地区雨排水対策は、上池1号幹線近隣の冠水地域を犠牲にしてはならない！**

**(上池近隣住民からの訴え)**

「昨今の異常気象、短時間のゲリラ豪雨や線状降雹発生に伴う大雨により、道路の冠水、床上浸水、床下浸水の被害が発生、稲吉東地区は宅地開発が急速に進み空き地が激減し降雨の自然浸水が低下、アスファルトが多くなり、雨水が低い方向になだれ込んで来ている。排水溝から上池への排水量が流入する雨量に追いつかず、雨水が滞留する。」(建築申請の許認可権のある市の責任によること大)

これまでの時系列的な対応 ①既存雨水溝の拡張(3号幹線上池手前) ②上池の拡張工事 ③上池の深掘削 ④雨水溝設置(吉田耳鼻咽喉科と逆西5区と6区の間)

「被害状況の現場説明並びにフォロー」

2)市の報告、このエリアだけで解決できないために稲吉東・稲吉南他の全エリアをコンサル会社に委託し、原因の究明と対策を行うことが決定された。※実施されたのが①②③④

**6/2 豪雨の実態を調査確認して参りました。**

①神立駅西部地区の雨排水は神立駅東部の一ノ瀬川と菱木川に流れ込み水田が緊急の遊水池の役割を果たしました。河川と水田は水没し、霞ヶ浦に濁流として排出されました。幸い水田の苗は耐え抜き、緊急遊水池の役割を果たしました。6/2豪雨の累計雨量は3000mmに達し、従来の大雨の域を超えていたことは周知の通りです。

②河川越水、特に菱木川下流で、4戸が孤立した田伏沖の内地区、柏崎地区冠水地域に国交省のポンプ車が2台出動しました。特に常態化している田伏沖の内地区は、緊急対策が必要です。又実倉直売所付近天神につながる異池水系付近で床下浸水が発生しています。

③逆井地区の冠水は一ノ瀬川水系と菱木川水系では明らかありません。一ノ瀬川につながる、出島用水の排水路機能は常盤線の線路下水路の3m拡幅工事・3鈔の遊水池工事により、従来の冠水状態特に跨線橋西のカスミまへの道路冠水は発生しませんでした。

平成28年令和元年、5年大雨豪雨、冠水対策調査について

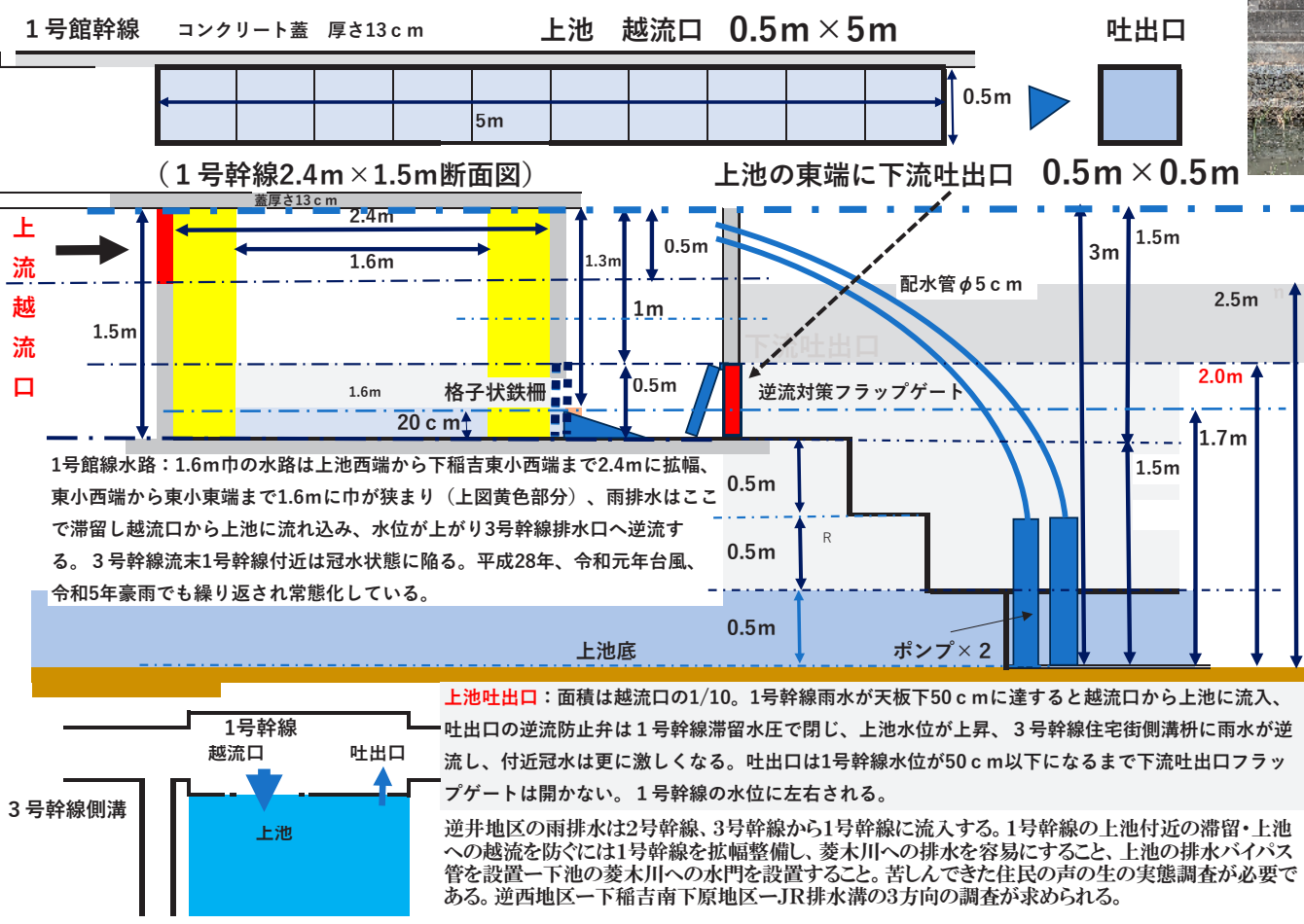
(逆井地区排水構造)、逆井地区187鈔の雨水が2号幹線3号幹線から、1号幹線に流れ、

現地調査及び関係部所聞き取り調査報告 (文責設案)

菱木川に流れる。昨今の状況は、上池(北側)沿いに流れる1号幹線構造の欠陥から排水が間に合わず幹線水位が上昇、上池越流口より越流し上池の水位が上がり、排水溝から上池への排水管は逆流し、付近の冠水が激しくなっていく。



1号幹線下池、上池付近の滞留構造  
巾1.6mの1号幹線は上池手前付近で2.4mに拡幅、



下稲吉東小前で1.6mに狭まり、東小前を通り鋭角に曲がり、下池北側の菱木川巾2.5mに直角に接続している。

上池は1号幹線滞留の調整池・上池は1号幹線天端下に越流口5m x 0.6mが設置され、吐出口は0.5m四方で面積比は越流口の1/10と狭く幹線水位が50cmでフラップゲートが閉まる構造にある。0.81号幹線水流は水路巾が0.81m狭くなる滞留構造地点で水位が上がり上池へ越流する。3号幹線排水により、上池水位は池底から1.5mまで上昇。吐出口フラップゲートは1号幹

線水位水圧により閉口、水位は更に上昇、上池は満水状態になる。

3号幹線流末の上池前の柵は、上池に接続、水位が上がる逆流する。逆流水位(調査中)。上池付近の冠水水位は上がり続ける。

又分散排水として設置された新光霊園付近からのバイパス管は排出口が下池底に敷設、排水柵との傾斜は60cm下池水位が60cmを越えると逆流し、付近の水位が上昇する。

2.豪雨では、上池から3号幹線流末上池南柵への逆流が発生、上池は冠水地域①から冠水地域②へ排水作業が行われるに至る。

平成29年令和2年調査報告書は、①幹線の整備、②下中グランド雨水対策(砂落とし雨排水溝)、調整池に下池東の菱木川流域②(28ha)を提案されている。下中グランド雨水・砂の幹線流入対策指摘されている。冠水解消への再調査が必要である。

(図参照)

応急措置案(①東小北排水路から菱木川接続排水路巾2.4m拡幅、②バイパス管逆流対策、③下中グランド雨水・砂落下排水溝設置)④上池下池バイパス管設置

【調整池対策】

①下池下流域1菱木川調整池②(28ha)の設置(令和2年報告書記載)③過疎対策債が使える下流天神地区に調整池設置の検討。

【雨排水分散処理】

(下稲吉南下原地区)③フルーツ公園通りからコココーラまで自然勾配で流れる出島用水を活用し、土浦市と共同で排水路を整備する。

④JR排水溝の調査逆西地区13方向の逆井地区雨排水の分散処理を含めた調査検討。

⑤止水板緊急対策

⑥10億円に及ぶふれあい公園付近調整池はモラトリアム(一時休止)(当初計画は素掘り)。

⑦上池地域の方々の要望の通り、これまで行われてきた施策の点検と調査を速やかに実施し、1号幹線対策を急ぐべきです。これ以上付近の冠水の犠牲の上に、逆西排水区の施策は許されません。

英知を集め、計画作成実行を求めます。行財政改革で取り組む重要課題です。

## 重点過疎対策 霞ヶ浦二橋一道路交通網・一次産業・共生の泳げる湖ー鰻遊の霞ヶ浦



**太秋柿をかすみがうら市の名産に**  
献上柿をめざす、至宝の名産「太秋柿」  
品評会、3年連続でかすみがうら市が上位を独占

西成井・志土庫地区は柿の名産地です。かつて西成井の桜井氏が柿の栽培に尽力し、志土庫柿組合が活動をしていました。

今年、山崎淳一さんが県知事賞を受賞。「地域の柿作り名人たちから知識を教わり受賞できた。さらにおいしい柿を作り続けたい。」(山崎さん談話)二位は中志筑の萩原さん。西成井の岡田和夫さんが、師匠として毎年剪定と栽培の講習会が開かれ、太秋柿の栽培に研鑽が続けられています。

### 国策事業 霞ヶ浦二橋の推進

6号バイパス事業化・周辺地域整備を!

TX延伸ー土浦ーかすみがうら市ー茨城空港へ

霞ヶ浦の浄化 共生の泳げる霞ヶ浦へ 天然ウナギの産地化へ

霞ヶ浦二橋は国策道路!首都直下地震の救出・救命・防災・防衛の国策、経済道路です。  
(習志野駐屯地ー霞ヶ浦補給所百里基地(茨城空港ー勝田駐屯地)を結ぶ救援救命道路)  
第一橋1kmー県道穴倉玉里線  
第二強4kmー千葉茨城道路北進(鳴門大橋は、4kmの吊り橋です。)

### 危機の中にある霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁 消える霞ヶ浦のワカサギ

霞ヶ浦の水温が今年30度を超えました。ワカサギ生息は28度以下。トロール漁に入るワカサギはわずかです。漁は底引きのエビ漁に移っています。

この現象は数年前から北浦で現れていました。霞ヶ浦帆引き船帆引き網漁はシラウオやワカサギを捕る漁です。霞ヶ浦帆引き船は自然との共生の象徴でした。ワカサギのいない霞ヶ浦でわずかにシラウオやエビ漁が続けられています。霞ヶ浦では「ナマズ、ハクレン、ボラ」が元気に泳いでいます。

ナマズのお腹には「シラウオやエビ」が入っています。霞ヶ浦のシラウオやエビ漁を守るにはナマズを食べて減らさなければなりません。ナマズの切り身、照り焼きはとても美味しくいただけます。切り身以外は、肥料として出荷しています。行政はナマズの切り身、肥料販売の環境を整える必要があります。漁への支援、切り身や肥料への支援が必要です。ナマズが減ればシラウオやエビが増えます。霞ヶ浦のシラウオ漁を守る事業を進め、風物詩として続けられてきた観光帆引き船帆引き網漁を続けて参りましょう。シラウオを捕る帆引き船帆引き網漁を守って参りましょう。